

監査報告書

2024年1月15日

特定非営利活動法人
国連ウィメン日本協会
理事長 橋本ヒロ子 様

特定非営利活動法人
国連ウィメン日本協会

監事 酒井興子

監事 佐藤道記

私たちは、特定非営利活動法人国連ウィメン日本協会の定款第50条の規定に基づき、2023年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の業務監査及び会計監査を実施いたしました。

理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては、理事からの業務報告を聞き、関係書類を監査しました。また、財産の状況に関する監査に当たっては、財産諸表等（活動計算書、貸借対照表、財務諸表の注記及び財産目録）と帳簿や証拠書類等との照合等を行いました。

監査の結果、理事の業務執行は、法令、定款及び事業計画に基づき適正に執行され、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実はないことが認められました。

また、法人の財産の状況は、NPO法人会計基準に準拠して、財産諸表等に適正に表示されているものと認められました。

以上の通り報告いたします。